

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 3 年 7 月 15 日 20210121 保第 2 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

経済産業省

20210121保第2号

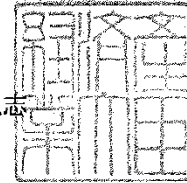
令和3年7月15日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿



経済産業大臣 梶山 弘志



日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

令和3年1月21日付けで届出のあった「(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価  
方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、  
環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項  
を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見の写しを送付するので、  
環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 文献調査の知見を踏まえ、ヤマネについて、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
2. 鳥類の実態をより把握出来る調査について検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
3. 風力発電設備が並ぶことによる生息地の分断など、動物の生息環境等への影響が懸念されることから、風力発電設備の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 典型性注目種については、現地調査の結果等を踏まえて適切に選定すること。
6. 主要な眺望点には、環境騒音の調査地点である実施区域付近の集落、「西山自然体験交流施設 ゆうぎ」の駐車場、交通量の多い主要道路など地域住民の多様な生活環境を考慮した地点を追加すること。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1. 文献調査の知見を踏まえ、ヤマネについて、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。	ヤマネの現地調査では巣箱を利用し、生息状況について調査を行いました。 調査手法と調査結果を「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物」に記載いたしました。
2. 鳥類の実態をより把握出来る調査について検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。	鳥類の調査手法、調査、予測及び評価の結果を「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物」に記載いたしました。
3. 風力発電設備が並ぶことによる生息地の分断など、動物の生息環境等への影響が懸念されることから、風力発電設備の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	風力発電設備の設置や道路の改変等に沿った調査を行いました。 調査、予測及び評価の結果を「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物」に記載いたしました。
4. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	魚類及び底生生物の調査手法、調査、予測及び評価結果については、「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物」に記載いたしました。
5. 典型性注目種については、現地調査の結果等を踏まえて適切に選定すること。	典型性注目種については、現地調査の結果等を踏まえて、見直しを行いました。 典型性注目種の選定について「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.6 生態系」に記載いたしました。
6. 主要な眺望点には、環境騒音の調査地点である実施区域付近の集落、「西山自然体験交流施設 ゆうぎ」の駐車場、交通量の多い主要道路などの地域住民の多様な生活環境を考慮した地点を追加すること。	「西山自然体験交流施設 ゆうぎ」の駐車場（主要地方道 48 号）を景観の調査、予測及び評価の地点に追加いたしました。 その調査、予測及び評価結果を「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.7 景観」に記載いたしました。